

大学発ベンチャーの支援に関する要項

〔令和3年6月24日
国際産学連携本部長決定〕

改正 令和4年2月22日

(趣旨)

- 1 この決定は、国立大学法人筑波大学における大学発ベンチャーの支援に関する規程（令和3年法人規程第35号。以下「ベンチャー支援規程」という。）第10条の規定に基づき、大学発ベンチャーの支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この決定において「大学発ベンチャー」とは、出資者の責任の範囲が有限責任の形態による企業のうち次の各号のいずれかに該当するものであって、国際産学連携本部（以下「本部」という。）の本部長（以下「本部長」という。）が認めたものをいう。
 - (1) 研究成果ベンチャー：筑波大学で達成された研究成果に基づく特許又は新たな技術若しくはビジネス手法等を含むノウハウを事業化する目的で新規に設立されたもの
 - (2) 共同研究ベンチャー：筑波大学以外の技術又はノウハウを事業化するために設立されたものであって設立後5年以内に筑波大学と共同研究等を行ったもの
 - (3) 技術移転ベンチャー：既存の事業を維持させるため又は発展させるために設立されたものであって設立後5年以内に国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）から技術移転等を受けたもの
 - (4) 出資ベンチャー：法人から出資があるもの
 - (5) 学生ベンチャー：筑波大学の学生が起業したもの
 - (6) 職員等ベンチャー：法人の職員若しくは職員であった者又は筑波大学の卒業生若しくは修了生が起業したもの
 - (7) 関連ベンチャー：その他本部長が法人又は筑波大学と深い関連があると認めたもの

(支援の内容)

- 3 ベンチャー支援規程第3条第2項に規定する支援の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本部が実施する公募事業における研究費の支援及び研究室等の研究場所の貸与
 - (2) 前号により貸与した研究室等（スペースチャージを支払って使用している研究室等をいう。）又は使用を許可した研究室等（個人研究室、実験室等をいう。）の住所を大学発ベンチャーの登記の住所とすることを認めること。
 - (3) 経営、財務、人材、販路、知財等の相談に係る対応
 - (4) 本部等が実施する大学発ベンチャーへの支援に係る講習会、起業家向け教育講座等の案内
 - (5) その他本部長が必要と認める支援

(支援の申請)

- 4 ベンチャー支援規程第5条に規定する別に定める様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 5 第3項第1号の支援を希望する大学発ベンチャーは、本部が実施する公募事業で定められた応募書類を本部長に提出しなければならない。ただし、提出することができるのは、当該事業で定められた応募要件等を満たす大学発ベンチャーに限られる。
- 6 第3項第2号の支援を希望する企業又は者は、別記様式第2号により、本部長に申請しなければならない。ただし、申請することができるのは、次に掲げる企業又は者に限るものとする。
 - (1) 「筑波大学発ベンチャー」の称号が授与された企業
 - (2) 「筑波大学発ベンチャー」の称号の授与についてベンチャー支援規程第5条に規定する申請を行っている企業又は者（本項に規定する申請と同時に申請する場合を含む。）

(支援決定の公表等)

- 7 本部長は、ベンチャー支援規程第6条第1項の規定により大学発ベンチャーの支援を決定したときは、同条第2項に規定する通知のほか、「筑波大学発ベンチャー」の称号記を授与するとともに、本部のウェブサイトにおいて当該大学発ベンチャーの企業名等を公表するものとする。

附 記

この決定は、令和3年6月24日から実施する。

附 記

この決定は、令和4年2月22日から実施する。